

報告第 1 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定
により報告する。

令和 7 年 2 月 19 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

専決第1号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年1月15日

幸手市長 木 村 純 夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○

2 事故の概要

令和6年5月26日午後10時頃、市道502号線において、舗装の穴が原因により、転倒し負傷したものである。

3 損害賠償額

金98,182円

上記金額の内訳（合計に責任割合50%を乗じたものとする。）

休業損害額 117,600円

慰 謝 料 47,300円

治 療 費 31,464円

合 計 196,364円